

香川県循環器等健康診断等業務仕様書

1 事業内容及び予定数量

別紙1「循環器等健康診断等の概要」のとおり

なお、予定数量は保証するものではなく、予定数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

2 契約について

契約期間は、契約締結日より令和9年3月31日までとする。

契約は、1人あたりの単価契約（消費税・地方消費税を含めること）とする。

業務が完了し、検収した後に代金を支払う。請求にあたり、受診者名簿を添付する。

3 健診受診対象者データの作成及び授受

健診対象者の基本情報については、香川県総務部職員課健康管理室（以下「甲」という。）において作成し、データ（電子データと一部は紙面による）で健診機関（以下「乙」という。）に提供する。

提供を受けた乙は、その内容を確認し、甲に受領書を提出する。

4 日程

○雇入時健康診断

令和8年4月上旬から中旬の4日程度、4月下旬から5月上旬の3日程度（祝日、休日を除く月曜日から金曜日、健診時間は午前8時30分から午後5時まで）

ただし、9月以降の循環器等健康診断の実施期間中にも実施する。

新興感染症の感染拡大などの突発的なことにより中止、延期及び実施場所の変更等が必要な場合は、別途協議するものとする。

○定期健康診断（循環器等、胸部X線）及び胃部X線、喀痰細胞診、情報機器作業従事者健診

令和8年9月中旬から12月中旬（祝日、休日を除く月曜日から金曜日、健診時間は午前8時30分から午後5時まで）

また、未受診者（20名から80名程度）の健診（雇入時健康診断の対象者を含む。）を令和9年1月中下旬に実施する。

健診受診対象者データに基づき乙が健診日程を作成し、健診実施の1か月前に甲に送付すること。名簿確定前の日程変更の希望の集約（名簿確定後を除く。）は甲が行い、名簿確定後の日程変更は乙が行うこととし、最終の日程調整は乙が行うこと。

新興感染症の感染拡大などの突発的なことにより中止、延期及び実施場所の変更等が必要な場合は、別途協議するものとする。

5 実施場所

別紙2により甲が指定する場所において健診車による巡回健診

6 定期健康診断実施要領

(1) 受診票（問診票）の作成及び送付

乙は、受領した健診対象者データに基づき、健康診断個人票及び問診票（特定健診を含む。）を作成する。健康診断受診票及び問診票には、所属名、職員番号、氏名、フリガナ、生年月日及び性別等を表示する。乙は、健康診断個人票、問診票及び健診に必要な容器（検尿、喀痰）等は、健診の2週間前までに個々に封書し所属毎にとりまとめ、本庁は甲に、出先機関は各事務所に送付する。

(2) 健康診断実施場所の確認

乙は、各実施場所の担当者と事前に連絡を取り、場所等の確認を行うこと。

(3) 医師、看護師及び業務従事員の派遣

乙は、各実施場所へ健診に必要な数の医師、看護師及び業務従業員を派遣すること。

(4) 健康診断の受付

健康診断の受付及び受診者の誘導等は、乙の業務従業員が行うこと。

(5) 廃棄物の処理

健康診断の実施に伴う廃棄物は、乙が回収し廃棄すること。

(6) 健康診断実施結果の作成及び授受

乙は、結果票等を作成し、健診実施後1か月以内に、次の要領で目録を添付の上送付すること。健康診断結果票の様式については、甲が別途提示するが、記載する項目等が同一であれば、乙が作成した様式でも差し支えないものとする。

ア 健康診断結果通知書

乙は、健康診断結果通知書を2部作成し、1部を各所属（本庁の場合は甲）へ、1部を甲へ送付すること。

なお、所属送付する健康診断結果通知書は本人用として個々に封書にして送付すること。

情報機器作業における健康診断結果についても同様の取扱いとする。

イ 健康診断結果一覧表

乙は、所属毎の健康診断結果一覧表を1部作成し、甲に送付すること。

情報機器作業における健康診断結果についても同様の取扱いとする。

ウ 健診結果の判定

健診内容の判定基準については、別途協議するものとする。

エ 要精密検査者・要医療者リスト

乙は、健康診断結果から別途協議する判定基準に基づく判定の結果、要精密検査もしくは要医療であると判定した場合は、要精密検査者・要医療者一覧を作成し、健康診断実施の都度、甲へデータで送付する。

なお、早急に病院での受診が必要な者については、結果が出次第、紹介状を作成し、

甲に送付する。

オ 精密検査等受診勧奨

乙はエの要精密検査者・要医療者に対し、甲乙協議の上作成した受診勧奨に関する文書をアの健康診断結果個人票の本人用の個々の封書に同封する。

カ 未受診者リスト

乙は、未受診者リストを作成し、適宜、甲に送付することとし、最終の健診（未受診者の健診）の3週間前（遅くとも12月25日まで）に全体の未受診者リストを甲に送付すること。

キ 統計表の作成等

乙は、甲の請求に基づき、健診結果データ（データ一元化による他機関で受診した者の結果も含む。）により統計表等を作成する。統計表の様式等については、別途協議するものとする。

(7) 検査結果（電子データ）の保管

胸部健診の結果（電子データ）については、乙が保管することとするが、甲からの依頼があった場合は甲に提供する。なお、健診実施後最低5年間は、検査結果（電子データ）の提供が可能な体制をとること。

7 雇入時健康診断実施要領

(1) 日程表、受診票（問診票）の作成及び送付

乙は、受領した健診対象者データに基づき、日程表、健康診断個人票及び問診票（特定健診を含む。）を作成する。健康診断受診票及び問診票には、所属名、氏名、フリガナ、生年月日及び性別等を表示する。健康診断個人票、問診票及び健診に必要な容器（検尿）等は、甲が令和8年4月1日（水）に配付できるように送付する。

(2) 健康診断実施場所

香川県庁東館北側駐車場、香川県立中央病院

(3) 以降は「6 定期健康診断実施要領」(3)以降と同様とし、異なる場合は別途協議する。

8 留意事項

(1) 各実施場所では、当該所属以外の職員も受診する場合がある。

(2) 受診者については、実施期間中に追加する場合がある。

(3) 健康診断等実施に係る経費のほか、巡回に要する旅費及び健診結果通知発送等に係る経費は、乙の負担とする。

(4) 実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。

(5) 香川県教育委員会職員等については、健康診断実施結果と支払については異なる取扱いとなる。

(6) 香川県広域水道企業団へ派遣されている職員にかかる健康診断実施結果と手数料については、別途集計するものとする。

9 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別途協議するものとする。

10 全職員のデータ管理の一元化

健康診断実施結果データは県が提供する過去のデータ（平成6年度分から令和7年度分まで）と併せて一元的に管理し、健康管理システムのソフトの提供（パソコンは甲が提供）と管理及びリストの作成や統計処理を行う。

(1) 他の健診機関での受診者のデータ

別途随意契約を行い、データ入力及びデータ管理を行う。契約は1人当たりの単価契約とし、県と地方職員共済組合香川県支部で負担する。

(2) 全職員のデータの作成

ア 令和7年度分までのデータを個人毎の過去5年間の健診データ（健康診断個人票）とし、紙面で2部作成し、令和8年4月末までに甲へ送付することとし、1部は各所属ごとに封書にすること。

情報機器作業における健康診断個人票も同様の取扱いとする。

イ 令和7年度分までの電子データは令和8年8月末までに、甲に設置されている健康管理システムに取込み、個人検索等ができるようにすること。

ウ その他関連データの提出については、別途協議するものとする。

(3) データ管理の詳細等については、別途協議するものとする。

(4) 甲は、乙との間で、必要に応じ、香川県情報セキュリティポリシー第3章8（業務委託と外部サービスの利用）（1）（業務委託）イ（契約項目）に定める次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結するものとする。また、詳細については、別途協議するものとする。

- ・ 香川県個人情報取扱事務委託基準に基づいた安全確保措置
- ・ 委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属及び作業場所の特定
- ・ 提供されるサービスレベルの保証
- ・ 委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法の明確化など、情報のライフサイクル全般での管理の実施
- ・ 委託事業者の従業員に対する教育の実施
- ・ 提供された情報の目的外利用及び委託業者以外の者への提供の禁止
- ・ 業務上知り得た情報の守秘義務
- ・ 再委託に関する制限事項の遵守
- ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・ 県による監査及び検査
- ・ 県による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）

- ・情報資産を扱う機器やサービスの調達に際しては、当該機器やサービスにおけるサプライチェーンの過程において意図せざる変更が加えられないような措置が講じられていることを要件とすること

1 健診項目

①循環器Aコース(35歳未満の職員)

検査項目	検査内容	
診察・身体測定	問診(特定健診の問診を含む)、聴打診、血圧測定、身長、体重、BMI 視力、聴力、腹囲	
尿検査	糖、蛋白、尿潜血	
血液学的検査	赤血球数、血色素、ヘマトクリット、血小板数、白血球数	
生化学的検査	肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP、ChE
	糖尿病検査	空腹時血糖
	血中脂質検査	総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	痛風検査	尿酸
	腎機能検査	クレアチニン、eGFR
データ処理	個人票・集計表・要管理者リスト	

②循環器Bコース(35歳以上)

検査項目	検査内容	
診察・身体測定	問診(特定健診の問診を含む)、聴打診、血圧測定、身長、体重、BMI 視力、腹囲	
聴力検査	オーディオメーター使用(1000Hz30dB・4000Hz40dB)	
尿検査	糖、蛋白、尿潜血	
心電図検査	安静時心電図12誘導	
精密眼底検査	無散瞳カメラ	
血液学的検査	赤血球数、血色素、ヘマトクリット、血小板数、白血球数	
生化学的検査	肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP、ChE
	糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c
	血中脂質検査	総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	痛風検査	尿酸
	腎機能検査	クレアチニン、eGFR
データ処理	個人票・集計表・要管理者リスト	

③胸部X線検査

デジタルラジオグラフィ

④胃部X線検査間接撮影

間接撮影100^{mm}フィルム 8枚撮り

⑤喀痰細胞

喀痰細胞診(肺がん検査/パパニコロ染色蓄痰法)

※③～⑤についてもデータ処理をする。

⑥情報機器作業従事者健診

・配置前

検査項目	検査内容
診察	業務暦の調査・既往歴の調査 自覚症状の有無の調査 a. 眼疲労を主とする視器に関する症状 b. 上肢、頸肩腕部の筋及び腰背部を主とする体軸筋のこり、痛み等の症状 c. その他の精神神経疲労に関する症状
眼科学的検査	a. 5m視力検査(裸眼・矯正) b. 近見視力の検査(30cm)(裸眼・矯正) c. 眼位検査 d. 近点距離の測定(矯正) 備考(情報機器作業をしている状態を矯正ととらえる。)
筋骨格系に関する検査	a. 上肢の運動機能・圧痛点等の検査

・配置後

検査項目	検査内容
診察	業務暦の調査・既往歴の調査 自覚症状の有無の調査 a. 眼疲労を主とする視器に関する症状 b. 上肢、頸肩腕部の筋及び腰背部を主とする体軸筋のこり、痛み等の症状 c. その他の精神神経疲労に関する症状
眼科学的検査	a. 5m視力検査(矯正) b. 近見視力の検査(30cm)(矯正) c. 医師が必要と認める検査(近点距離の測定)(矯正) 備考(情報機器作業をしている状態を矯正ととらえる。)
筋骨格系に関する検査	a. 上肢の運動機能・圧痛点等の検査
データ処理	個人票・集計表・要管理者リスト

⑦雇入時健康診断

検査項目		検査内容
診察・身体測定		問診、聴打診、血圧測定、身長、体重、BMI、視力、腹囲
聴力検査		オーディオメーター使用(1000Hz30dB・4000Hz30dB)
尿検査		糖、蛋白、尿潜血
胸部X線検査		デジタルラジオグラフィ
心電図検査		安静時心電図12誘導
精密眼底検査		無散瞳カメラ
血液学的検査		赤血球数、血色素、ヘマトクリット、血小板数、白血球数
生化学的検査 I	肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP、ChE
	糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c
	血中脂質検査	総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	痛風検査	尿酸
腎機能検査		クレアチニン、eGFR
データ処理		個人票・集計表・要管理者リスト
診察(情報機器作業従事者健診)		業務暦の調査・既往歴の調査 自覚症状の有無の調査 a. 眼疲労を主とする視器に関する症状 b. 頸肩腕部の筋及び腰背部を主とする体軸筋のこり、痛み等の症状 c. その他の精神神経疲労に関する症状
眼科学的検査		a. 5m視力検査(裸眼・矯正) b. 近見視力の検査(30cm)(裸眼・矯正) c. 眼位検査 d. 近点距離の測定(矯正) 備考(情報機器作業をしている状態を矯正ととらえる。)
筋骨格系に関する検査		a. 上肢の運動機能・圧痛点等の検査

⑧雇入時健康診断(情報機器作業従事者健診を受診しない場合)※情報機器作業に従事しない職員

検査項目		検査内容
診察・身体測定		問診、聴打診、血圧測定、身長、体重、BMI、視力、腹囲
聴力検査		オーディオメーター使用(1000Hz30dB・4000Hz30dB)
尿検査		糖、蛋白、尿潜血
胸部X線検査		デジタルラジオグラフィ
心電図検査		安静時心電図12誘導
精密眼底検査		無散瞳カメラ
血液学的検査		赤血球数、血色素、ヘマトクリット、血小板数、白血球数
生化学的検査 I	肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP、ChE
	糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c
	血中脂質検査	総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	痛風検査	尿酸
腎機能検査		クレアチニン、eGFR
データ処理		個人票・集計表・要管理者リスト

- 2 実施期間 (雇入時) 令和8年4月上旬から中旬の4日程度、4月下旬から5月上旬の3日程度。(いずれも平日に限る。)
ただし、9月以降の循環器等健康診断の実施期間中にも実施する。
※新興感染症の影響などにより延期になった場合には、別途協議を行う。
(循環器等、胸部X線、胃部X線、喀痰細胞診、情報機器作業従事者)
令和8年9月中旬から12月中旬
ただし、未受診者(20名から80名程度)の健診(雇入時健康診断の対象者を含む。)を令和9年1月中下旬に実施する。
※新興感染症の影響などにより延期になった場合には、別途協議を行う。

- 3 実施方法 健診車による集団健診(県内約30箇所)

4 予定人数(令和7年度実績)

循環器等A	1,161人
循環器等B	1,109人
胸部X線(直接)	2,226人
胃部X線(間接)	699人
喀痰細胞診	151人
情報機器作業従事者(定期)	1,227人
雇入時	405人

5 その他

- 健康診断実施結果は1か月以内に提出すること。
- 健康診断実施結果データは県が提供する過去の健康診断実施結果データと併せて一元的に管理すること。
また、リストの作成及び統計処理を行なうこと。
- 当該業務について契約する事業者とは、他の健診機関を受診した職員の健康診断実施結果のデータ管理について、別途随意契約を行い、併せて一元的にデータ管理をする必要があること。

受診地	事業所名称
川部みどり園	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 東部浄水場
	農政水産部 園芸総合センター
	健康福祉部 川部みどり園
高松合同庁舎	総務部 県税事務所
	健康福祉部 精神保健福祉センター
	健康福祉部 生活衛生課
長尾土木事務所	土木部 長尾土木事務所
	健康福祉部 食肉衛生検査所
琴平警察署	環境森林部 森林センター
	環境森林部 西部林業事務所
	農政水産部 農業大学校
	農政水産部 農業経営課
産業技術センター	危機管理総局 消防学校
	総務部 県税事務所 自動車税課(鬼無)
	商工労働部 計量検定所
	商工労働部 高等技術学校(高松校舎)
	商工労働部 産業技術センター
保健医療大学	健康福祉部 保健医療大学
仲多度合同庁舎	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 中部浄水場
	総務部 広聴広報課(中讃県民センター)
	農政水産部 中讃農業改良普及センター
	農政水産部 西部家畜保健衛生所
	農政水産部 中讃土地改良事務所
中讃保健福祉事務所	商工労働部 高等技術学校(丸亀校舎)
	健康福祉部 中讃保健福祉事務所
	健康福祉部 西部子ども相談センター
環境保健センター	環境森林部 環境保健研究センター
畜産試験場	農政水産部 畜産試験場
坂出合同庁舎	総務部 税務課(中讃税務窓口センター)
	農政水産部 農業試験場府中果樹研究所
	土木部 中讃土木事務所
	健康福祉部 食肉衛生検査所
	政策部 東山魁夷せとうち美術館
水道府中事務所	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 広域送水管理センター
	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 本部 水質管理課
	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 綾川浄水場
農業試験場	農政水産部 農業試験場
	農政水産部 農業試験場病害虫防除所
	農政水産部 農業経営課
丸亀病院	病院局 丸亀病院
高松土木事務所	農政水産部 東讃土地改良事務所
	土木部 高松土木事務所
三豊合同庁舎	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 西部浄水場
	総務部 広聴広報課(西讃県民センター)
	農政水産部 西讃農業改良普及センター
	農政水産部 西部家畜保健衛生所(西讃支所)
	農政水産部 西讃土地改良事務所
	土木部 西讃土木事務所
大川合同庁舎	健康福祉部 西讃保健福祉事務所
	総務部 広聴広報課(東讃県民センター)
	農政水産部 東讃農業改良普及センター
子ども女性相談センター	健康福祉部 東讃保健福祉事務所
	健康福祉部 子ども女性相談センター
水産試験場	健康福祉部 斯道学園
水産試験場	農政水産部 水産試験場・赤潮研究所
文書館	総務部 文書館
白鳥病院	病院局 白鳥病院
リハビリテーションセンター	健康福祉部 障害福祉相談所
東部家畜保健衛生所	環境森林部 東部林業事務所
	農政水産部 東部家畜保健衛生所
	健康福祉部 さぬき動物愛護センター
小豆総合事務所	政策部 小豆総合事務所
	総務部 広聴広報課(小豆県民センター)
	商工労働部 発酵食品研究所
	農政水産部 農業試験場小豆オリブ研究所
中央病院	病院局 中央病院
本庁	本庁
	交流推進部 栗林公園観光事務所
	政策部 水資源対策課 香川県広域水道企業団 本部
	政策部 県立ミュージアム
	政策部 瀬戸内海歴史民俗資料館
	政策部 文化会館
	政策部 漆芸研究所
	総務部 国際課 バスポートセンター
	商工労働部 労働政策課 就職・移住支援センター
	土木部 高松港管理事務所

※1 受診場所・事業所名称は概ね令和7年度の例による。

※2 1月の未受診者の健診場所は協議する。